

令和6年度 インフルエンザ予防接種助成業務 FAQ (よくある質問)	
Q1	対象者は誰ですか
A1	神戸市職員共済組合員 本人に限ります。 (接種日現在に組合員であることが必要です。) ※短時間勤務職員(会計年度、再任用等)も対象です。 ※教員・学校事務職員は公立学校共済組合員のため対象外です。 ※退職派遣職員は、対象ですが取扱いは共助組合となります。
Q2	神戸市外の病院で接種しても対象になりますか
A2	どの地域の病院でも対象となります。
Q3	振込口座は自由に選択できますか。
A3	選択はできません。助成金の振込は原則給与併給となります。 詳しくは、令和6年9月27日付け神共済第2419号『令和6年度インフルエンザ予防接種助成の実施について(通知)』および共済組合HPをご確認ください。
Q4	ホームページから申請しない場合、領収証は返却してもらえますか。
A4	返却いたしません。 医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用を受けようとする方は、 <u>領収証の写し</u> を送付してください。 (参考ページ) 国税庁「セルフメディケーション税制」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm
Q5	個人から直接提出しても構いませんか。
A5	個人毎に申請・提出をお願いします。
Q6	電子マネーやクレジットカードで支払い、後から還元(ポイント付与)を受けた場合の自己負担額はどれになりますか。
A6	窓口で支払った額で申請してください。 (例) 電子マネーにて3,000円を支払い、後から1,000円の還元を受けた。 ⇒ 自己負担額を3,000円として申請してください。
Q7	WEB申請ができない。領収証の写真添付がうまくいかない。
A7	紙で申請してください。 神戸市職員共済HP(https://kobe-kyosai.jp/?page_id=86)から様式をダウンロードし、領収証を添付のうえ庁内メールにてご提出ください。